

農山漁村地域整備交付金

【3, 000百万円】

対策のポイント

農山漁村における豪雨等に備えた対策を緊急的に実施します。

<背景／課題>

- ・ 本年は、4月の爆弾低気圧による風浪、激甚災害に指定された梅雨前線に起因する豪雨及び台風等の自然災害により、農村の湛水被害、山地災害及び海岸部の浸水被害が頻発化・激甚化しています。
- ・ このため、都道府県の裁量による地区間や農業農村、森林、水産の事業間の流用が可能な地方の自主性を尊重した交付金制度を活用することにより、農山漁村地域の防災力の向上を図っていきます。

政策目標

- 湛水被害等の災害のおそれの解消 約10万ha以上（28年度）
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（20年度）から約5万6千集落（25年度）に増加
- 海岸堤防等の整備率 66%（28年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、地域の防災・減災に特に寄与度の大きい以下の整備を選択できるとともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農業用排水施設整備、海岸保全施設整備
森林分野：予防治山
水産分野：海岸保全施設整備
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること	農村振興局農村整備官	(03-6744-2200 (直))
森林分野に関すること	林野庁計画課	(03-3501-3842 (直))
水産分野に関すること	水産庁防災漁村課	(03-3502-5304 (直))